区連会４月定例会説明資料
令　和　５年　４　月　21　日
港　北　区　地　域　振　興　課

自治会町内会長　各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和５年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、電子申請にてご申請いただくか申請書類を港北区地域振興課までご提出ください。

１　申請の手引及び申請書の配付場所：港北区地域振興課または市民局ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html

または、 横浜市　地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

２　申請書及び添付書類の提出期限：**令和５年７月 31 日（月）必着**

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。
港北区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目にお願いします。

３　申請書類提出先・提出方法：

港北区地域振興課（持参または郵送）又は電子申請（下記 QR コード）

【主な提出書類】
- 申請書（第１号様式）
- 見積書
- 収支計算書（第３号様式）
- 道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

【港北区地域振興課】
〒222-0032 港北区大豆戸 26－１
港北区役所４階 46 番窓口

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます
28 年度から４年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、５年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。
※詳しくは、申請の手引きをご覧いただき、各区地域振興課へご相談ください

４　補助金交付までのスケジュール

令和５年４月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 （区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所　等）
７月 31 日まで	**・補助金交付申請書類を電子申請又は各区地域振興課へ提出**
９月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和６年２月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
３月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ１台ごとに**補助対象経費の 10 分の９**

補助上限額 210,000 円（参考：令和４年度は 160,000 円）

⑤ 交付台数

令和５年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を**全市で 150 台**（参考：令和４年度は 100 台）に拡充します。

ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の**電柱**、民有地内の**電柱**、民有地内の**ポール**、民有地内建物**壁面**、自治会館**壁面**　等

設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは**「申請の手引」**をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！（市民局地域防犯支援課にて実施）

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、

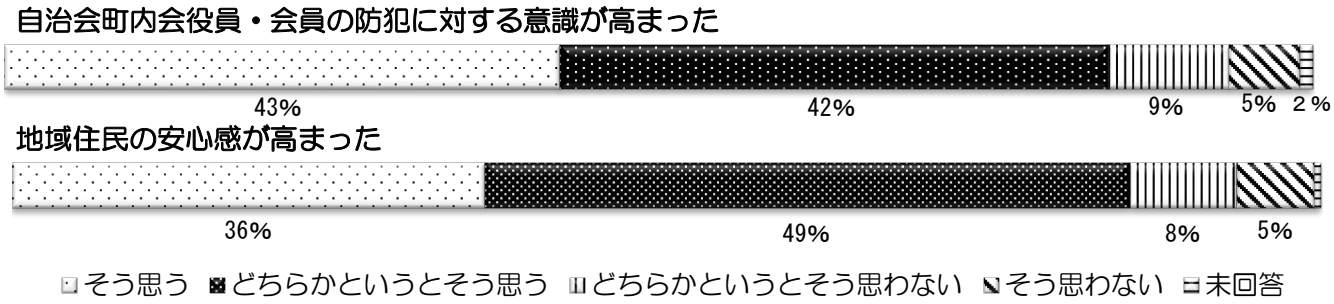

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。

令和５年度より、電子申請システムによる申請も受け付けています。

ぜひご活用ください！

横浜市港北区地域振興課

電話　５４０－２２３５

Fax　５４０－２２４５

令和５年度地域防犯カメラ設置補助金Q&A

≪担当者窓口対応用≫

≪補助金制度概要≫

1　昨年度からの変更点は？
2　地域防犯カメラ設置補助金の交付の条件は？
3　補助対象外の経費は？
4　補助額は？
5　２台以上申請してもいいか？
6　２台以上申請した方が、補助決定で有利となるのか？
7　電気料金はどのくらいかかるのか？
8　モニターは補助対象となるのか？
9　防犯カメラの維持管理費はどのくらいかかるのか？
10　県全体での補助上限台数は？
11　事業スケジュールは？
12　商店会は補助制度を利用できないのか？

≪独立柱の仕様関係≫

13　既存の独立柱に設置してもいいか？
14　防犯灯が設置されている独立柱へのカメラ設置をなぜ認めないのか？
15　独立柱を建てる場合、仕様は決まっているか？
16　独立柱（中継柱含む）は補助対象となるか？
17　横浜市が所管する鋼管ポール防犯灯を中継柱として利用することは可能か？

≪補助金交付申請関係≫

18　補助金交付決定前に設置した防犯カメラについて補助金交付申請できるか？
19　過去に申請して不交付となったカメラは、令和５年度の申請で優先されるか？
20　過去に申請して不交付となったが再度申請する場合の申請方法は？
21　過去に補助を受けたが、今年、再度別の場所で申請することは可能か？
22　交付決定の優先順位はどのように決めるのか？

≪設置関係≫

23　警察署は防犯カメラ設置について相談を受けてくれるか？
24　警察署に何を相談すればいい？
25　土木事務所との協議は何を相談すればいい？
26　防犯カメラを設置する高さは？
27　電柱に防犯カメラを設置する場合の取り付け位置は基準をクリアしていればどこでもいい？
28　防犯カメラの向きは？
29　防犯カメラ設置後の向き・位置の変更は可能か？
30　防犯カメラの処分・撤去は自由に行っていい？
31　ケーブルテレビ柱等の東京電力・ＮＴＴ以外の電柱に設置は可能？
32　防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任はどうなるのか？
33　防犯カメラの落下等の事故に備えて、自治会町内会が加入できる保険はあるのか？
34　東電柱、ＮＴＴ柱の見分け方は？

≪提出書類関係≫

35　提出する地図はどのようなもの？
36　提出する写真はどのようなもの？
37　私道や民有地の使用に対し許可が取れない場合は？
38　土地の所有者が不明な場合は？
39　空き家（及び空閑地等）に設置する場合、補助金申請はできるか？
40　申請書類の提出が７月 31 日の期限に間に合わない場合は？
41　申請書類の提出が遅れる場合、いつまでなら間に合うのか？

≪その他≫

42　防犯カメラの設置業者を紹介してほしい

主に補助金制度を利用して防犯カメラを設置する
場合のＱＡですが
補助金制度を利用しない場合にも活用ください。

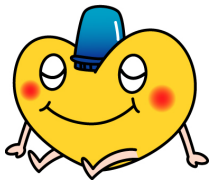

≪補助金制度概要関係≫

1　昨年度からの変更点は？

県の補助制度変更に伴い、以下のとおり変更をしています。

補助上限額：16 万円→21 万円（補助率は 9/10 で変更ありません。）

申請期限：６月末→７月末

申請書類関係：東電柱に設置する場合の、申請段階での共架可否判定結果の提出を不要としました。
（交付決定後に必ず申請が必要です。）
また、電子申請システムでの申請も可能としました。

2　地域防犯カメラ設置補助金の交付の条件は？

（手引 P.1～2）

補助対象となる団体：自治会町内会及び地区連合町内会

補助対象経費：防犯カメラの機器購入及び新たな設置工事にかかる経費（防犯カメラ本体、録画装置等）
防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費

補助対象となる防犯カメラ：地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間（私有地は含みません）における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からおすすめしません。（モニター・PC は補助対象外になります。）

設置・管理運用：防犯カメラは、日頃の防犯活動で不安を感じている場所、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。また、個人のプライバシーを侵害することがないよう、適正に管理・運用してください。

補助率等：補助率は補助対象経費の 10 分の９です。自治会町内会の負担は 10 分の１です。
一台あたりの補助上限額は **210,000 円**です。

3　補助対象外の経費は？

（手引 P.1）

① 新たに設置する防犯カメラが補助対象です。更新の場合は補助対象外です。

② 各種許可申請費、機器の保守点検、電気料金等の維持管理経費、モニター・PC 等は補助対象外です。
＜参考＞
各種許可申請費として想定されるのは
・道路使用許可申請手数料：2,000 円
道路上でカメラの設置工事をする場合に警察署に対して支払いが必要
・東電柱の共架可否判定料：660 円（税込）
東電柱へのカメラの設置申請にあたり、設置可否の判定料
・申請手続き費用　等　　：東電等へ提出する書類の作成や申請手続きを防犯カメラ設置業者が行う場合に費用を請求されることがあります。

③ レンタル、リースは補助対象外です。

4　補助額は？

（手引 P. 1）

カメラ１台ごとに補助対象経費の 10 分の９で、補助上限額は 210,000 円です。

予算の範囲内で補助をするため、申請しても補助されない場合があります。また複数台申請しても一部が補助されない場合があります。防犯活動の取組状況・犯罪発生状況等などにより優先順位を定めて補助団体を決定します。

5　２台以上申請してもいいか？

（担当者 QA のみ）

申請台数に制限はありません。しかし、過去の交付決定の状況から、複数台の申請をいただいてもすべてのカメラに対して補助金交付とならない場合があります。

6　２台以上申請した方が、補助決定で有利となるのか？

（担当者 QA のみ）

犯罪発生状況などを考慮して補助金の交付決定をしますので、複数台申請した団体が有利になることはありません。

7　電気料金はどのくらいかかるのか？

（手引 P. 12）

電気代は年間約 4,000 円程度かかります。そのほか、電柱に設置する場合は電柱共架料が必要となります。電柱共架料については東京電力、ＮＴＴへお問い合わせください。

8　モニターは補助対象となるのか？

（手引 P.1）

常時監視が可能となるモニターや PC は、補助対象外となります。

地域における犯罪防止のために設置する防犯カメラでは、常時監視が可能となるモニターはプライバシー保護の観点からおすすめしません。

（担当者 QA のみ）

カメラ本体のＳＤカード等にデータを記録しておき、犯罪が起きて警察が捜査に必要な時などに、データを取り出せる機種の選定をお願いします。

※事件等で警察が防犯カメラ画像の提供を求める場合、防犯カメラからのデータ取り出しは警察官が対応するため、モニターやＷｉ－Ｆｉ機器は必ずしも必要ではありません。

9　防犯カメラの維持管理費はどのくらいかかるのか？

（手引 P.12）

電気料金は、定額電灯という定額制の契約で、50ＶＡまでの機器１台分の料金で概ね年間 4,000 円程度かかります。カメラの消費電力や契約方法により料金は異なります。詳しくは東電や防犯カメラ設置を請け負う事業者に確認をお願いします。

（担当者 QA のみ）

防犯カメラを電柱に設置する場合は電柱共架料が必要となります。東京電力の場合で年間 2,400 円程度と聞いていますが、状況により異なるとのことです。（ＮＴＴ柱への設置は他に設置する場所がない場合に限られます）

保守管理費は、カメラの種類、設置場所によって異なりますので、防犯カメラ設置を請け負う事業者に確認をお願いします。

10　県全体での補助上限台数は？

（担当者 QA のみ）

令和５年度からは県全域での補助台数の制限が設けられていませんが、県からの交付決定金額を考慮し、予算の範囲内で横浜市が補助を行います。

11　事業のスケジュールは？

（手引 P.2）

・自治会町内会へ周知：令和５年４月 12 日（水）から
・申請書類の提出期限：令和５年７月 31 日（金）まで
・交付決定：令和５年９月頃
・自治会町内会が防犯カメラ設置工事の実施：交付決定後から
　設置工事の完了について横浜市への報告：令和６年２月中旬まで
・工事完了報告について横浜市で確認したのち補助金を交付：令和６年３月中

12　商店会は補助制度を利用できないのか？

（担当者 QA のみ）

商店会については令和５年度から補助対象外となります。

商店会は経済局の補助制度がご利用できますので、相談等は経済局商業振興課（６７１－３４８８）にお問い合わせください。

≪独立柱の仕様関係≫

13　既存の独立柱に設置してもいいか？

（手引 P.6.14）

独立柱に設置する場合は、独立柱の所有者に対し確認し承認を得る必要があります。承認に際しては手引の任意様式（土地等使用承諾書）をご利用ください。

また、以下の場合についてご留意ください。

1　独立柱に、防犯カメラ以外がすでに設置されている場合、設置する予定がある場合については独立柱の所有者に確認と承諾を得る必要があります。
また、強風時（60m/秒）の強度などを踏まえて強度計算を行う等、安全面についてよく検討してください。

2　横浜市の防犯灯がすでに設置されている独立柱（鋼管ポール防犯灯）については、防犯カメラを設置するだけの強度がないため、設置することはできません。

3　横浜市の防犯灯が設置されている独立柱を中継柱として利用することはできません。

4　公道に防犯カメラのために独立柱を新設することはできません。

14　防犯灯が設置されている独立柱へのカメラ設置をなぜ認めないのか？

（手引 P.6.14）

防犯灯が設置してある場合は、

1　横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯

2　地域等所有する防犯灯

が考えられます。

横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯は防犯カメラを設置できる強度が確保できていませんので設置はできません。

自治会町内会が所有する鋼管ポール防犯灯や中継柱に設置する場合は、強風時（60m/秒）を想定した強度計算を行うなど設置業者と安全面についてよく検討してください。

（強度計算の結果などを添付してください）

（なお、自治会町内会が所有する防犯灯のポールは、腐食が進んでいる可能性があるため、防犯カメラの設置はおすすめしません）

※防犯灯の灯具より下部には照明（光源）を遮るためカメラは設置できません。

※防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合は、自治会町内会の責任となります。

15　独立柱を建てる場合、仕様は決まっているか？

（担当者 QA のみ）

補助金申請にあたっては、土地や独立柱の所有者、地域と合意がとれていればどのような仕様でも申請可能ですが、安全面等については自治会町内会でよく検討してください。

ポールについては新設・中古・その他の共架物の有無を問いませんが、防犯カメラの落下や、ポールが折れて倒れた場合などに事故等が発生した場合は、カメラを設置した自治会町内会またはポールの所有者の責任となります。

※横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯へのカメラ設置はできません。

16　独立柱（中継柱含む）は補助対象となるか？

（手引 P.1）

独立柱ポールを新設する場合は補助対象です。また、中継柱を新設する場合についても補助対象です。

17　横浜市が所管する鋼管ポール防犯灯を中継柱として利用することは可能か？

（担当者 QA のみ）

強度が確保できていませんので設置することはできません。

≪補助金交付申請関係≫

18　補助金交付決定前に設置した防犯カメラについて、補助金交付申請できるか？

（担当者 QA のみ）

今年度の交付決定後に設置する防犯カメラのみが対象となりますので、過去（補助金交付決定前）に設置した防犯カメラの補助金申請はできません。

19　過去に申請して不交付となったカメラは、令和５年度の申請で優先されるか？

（担当者 QA のみ）

過去に申請して不交付となったカメラについても、５年度に申請された全ての防犯カメラに対して、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況等を踏まえて優先順位をつけるため、過去に申請したことのみをもって優先する予定はありません。

20　過去に申請して不交付となったが再度申請する場合の申請方法は？

（手引 P.8.9）

過去に申請して補助金交付とならなかったカメラを、令和５年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

【必ず提出する書類】

・申請書（第１号様式）
・収支計算書（第３号様式）
・見積書
・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱管理者と協議したことを証する書類

21　過去に補助を受けたが、今年、再度別の場所で申請をすることは可能か？

（担当者 QA のみ）

申請は可能です。

22　交付決定の優先順位はどのように決めるのか？

（担当者 QA のみ）

防犯活動の取組状況・犯罪発生状況等などにより優先順位をつけます。また、直近で重要犯罪（殺人、強盗、誘拐、放火、強姦、強制わいせつ）が発生した地域への配慮も検討しています。

≪設置関係≫

23　警察署は防犯カメラ設置について相談を受けてくれるか？

（P.14.27）

この事業に関しては県警本部から各警察署に、自治会町内会から防犯カメラの設置について、相談があった場合に対応するように通知が出されています。

各警察署の生活安全課で自治会町内会の相談を受け付ける体制になっています。

24　警察署に何を相談すればいい？

（手引 P.14.27）

警察署で把握している、犯罪の多発している地域やすでに設置されている防犯カメラの状況等から、地域の防犯対策として、効果的な設置場所についてアドバイスがもらえます。

25　土木事務所との協議は何を相談すればいい？

（手引 P.7.14.28）

公道上（車道、歩道）の電柱等にカメラを設置する場合や、民地内に設置するものでカメラ本体などが公道の上空にかかる場合は道路占用許可が必要となります。

事前に設置希望場所の道路占用が概ね問題ないかを協議していただきます。協議に申込書はありませんが設置場所の図面等資料が必要になります。東電やNTTに提出する書類が代用できますので持参してください。補助金申請時に土木事務所と事前協議したことを証する書類の提出が必要です。道路占用許可申請は交付決定後に行います。

26　防犯カメラを設置する高さは？

（手引 P.7）

道路上に設置する場合には、道路占用許可基準により、道路上に設ける占用物件についてはその高さが路面より４．５メートル以上とすることが定められています。

ただし、歩道上（２．５メートル以上の基準）や私有地内など、道路占用許可基準が緩和される部分、該当しない部分もあります。

27　電柱に防犯カメラを設置する場合の取り付け位置は基準をクリアしていればどこでもいい？

（手引 P.6.7）

東電・ＮＴＴ等、管理者の指示に従ってください。

防犯灯がついている電柱へカメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。

防犯灯の光を遮るため、カメラの設置角度に関わらず防犯灯より下部には設置できません。（補助対象外です）

また、カメラ設置工事の際に、防犯灯の向きを変更する・防犯灯の引込線から電源を分岐させるなど防犯灯には触れないよう業者への指示をお願いします。

※電柱に設置する場合は、設置業者が電柱に登って作業をする資格があることを確認してください

28　防犯カメラの向きは？

（手引 P. 1. 9）

道路等の公共空間を映すよう設置してください。（過半が敷地内を映すような設置方法は補助対象外となります）

プライバシーの配慮に努めた撮影範囲（向き）にしてください。

カメラ設置場所（撮影方向）の近隣住民に説明をして同意を得てください。

29　防犯カメラ設置後の向き・位置の変更は可能か？

（担当者 QA のみ）

自治会町内会で設置したのちに、カメラの向きについて変更したいという申し出があった場合は、警察署（生活安全課）との相談や地域の合意を得たうえで、土地・建物等の管理者に確認をしてください。（道路上は土木事務所、電柱は東電・ＮＴＴ）

向き・位置を変更する場合は公共空間を撮影する範囲内で行ってください。公共空間を撮影しない向き・位置には変更はできません。

30　防犯カメラの処分・撤去は自由に行っていい？

（手引 P. 16）

設置後、５年間は継続して運用してください。

31　ケーブルテレビ柱等の東京電力・ＮＴＴ以外の電柱に設置は可能？

（担当者 QA のみ）

管理者の許可があれば設置可能です。自治会町内会がケーブルテレビ会社等と調整してください。申請時に、管理者と協議したことを証する書類を提出していただきます。また、カメラ設置後に許可書を提出していただきます。

32　防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任はどうなるのか？

（手引 P. 16）

設置をした自治会町内会の責任となります。

33　防犯カメラの落下等の事故に備えて、自治会町内会が加入できる保険はあるのか？

（担当者 QA のみ）

現在のところ確認できていません。

34　東電柱、ＮＴＴ柱の見分け方は？

（手引 P. 14）

電柱の所有者の見分け方は次のとおりです。

（１）プレートが１枚ついている場合

付いているプレートに記載の会社が電柱の所有者となります。

（２）プレートが２枚ついている場合

東京電力のプレートに記載の番号を確認してください。

東京電力のプレートの番号が 001～599 の場合は東電柱

東京電力のプレートの番号が 600 番以降の場合は NTT 柱

（３）プレートがついていない場合

プレートがついていない電柱へ申請される場合は、東京電力、ＮＴＴへお問い合わせください。

※電柱に登るには許可が必要となりますので、プレートの確認等の際にはご注意ください。

≪提出書類関係≫

35　提出する地図はどのようなもの？

（手引 P. 15）

設置したい場所の把握ができ、どの向きでカメラをつけたいかが判断できればどんな様式でも構いませんが、設置箇所特定の目印にもなるため、分かっている限りの情報をご記入ください。

※「○○公園前」、「○○さん宅横」など、場所が特定できる程度の地図の作成をお願いします。

設置場所地図作成例

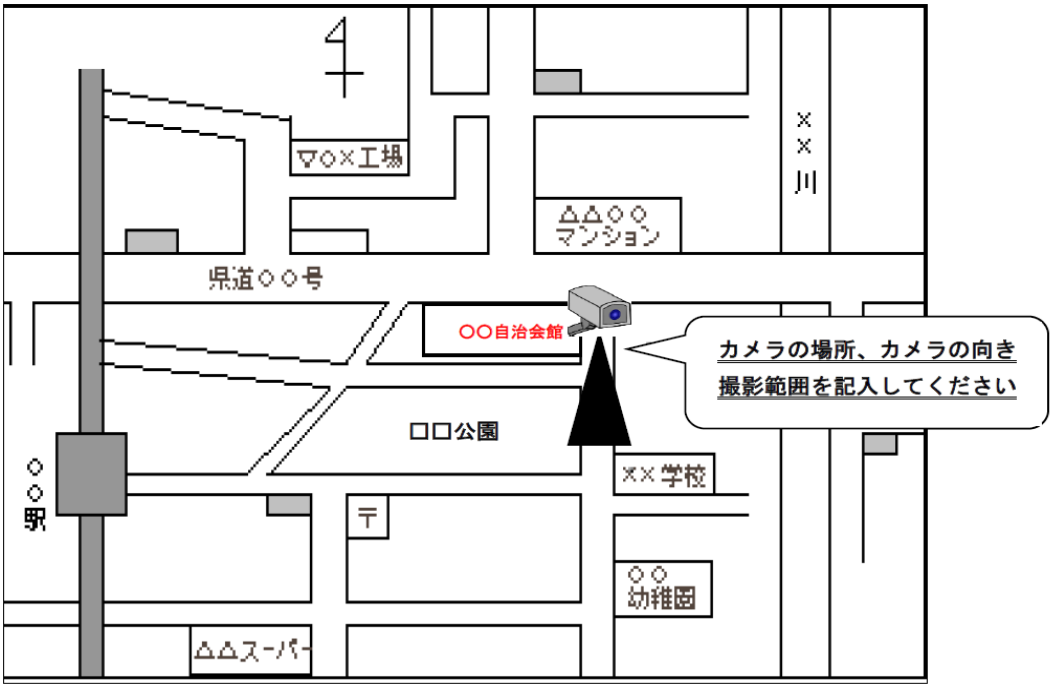

・□□公園向かいの○○自治会館の東側壁に設置

・××小学校、◇◇保育園の方向を撮影

36　提出写真はどのようなもの？

（手引 P.9）

設置場所、撮影方向の全景がわかる写真の提出をお願いします。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提出ください

※道路などの公共空間を撮影していないものは補助対象外となります。同様に、マンションや集合住宅の敷地内・自治会町内会館の敷地などを撮影するものも補助対象外となります。

37　私道や民有地の使用に対し許可が取れない場合は？

（手引 P.15）

土地等使用承諾書の提出（申請時は「任意様式　関係機関との協議について」でも構いません）がない場合は補助金交付を行うことができません。

38　土地の所有者が不明な場合は？

（手引 P.15）

まずは近所の方へ聞き込みを行ってください。聞き込みによって判明する場合が多いです。

（担当者 QA のみ）

自治会町内会によっては不明な場合、法務局へ確認をとっているところもあります。

土地・建物等が共同所有の場合は、基本的には所有者全員の承諾書が必要となります。どうしても全員分を得ることが困難であれば、代表者の承諾書でも構いません。

39　空き家（及び空閑地等）に設置する場合、補助金申請はできるか？

（担当者 QA のみ）

空き家の場合であっても、土地等使用承諾書が取れれば補助金申請が可能です。

近所の方への聞き込み、法務局への確認の他、空き家の場合は郵便局で転送をかけている場合もあるため、郵送で連絡が取れる場合があります。

40　申請書類の提出が 7 月 31 日の期限に間に合わない場合は？

（担当者 QA のみ）

書類作成の進捗状況及びいつ提出できるかを報告してください。

その時提出可能な書類のみで構いませんので区役所地域振興課を通して地域防犯支援課へ送付してください。未提出の書類は作成次第、速やかに提出をお願いいたします。（随時進捗状況を報告してください）

41　申請書類の提出が遅れる場合、いつまでなら間に合うのか？

（担当者 QA のみ）

原則、申請書類一式を 7 月 31 日までに提出をお願いします。

ＮＴＴ、土地の所有者、土木事務所等と事前協議をしていてすぐに内諾を得られる場合等は、調整可能です。

≪その他≫

42　防犯カメラの設置業者を紹介してほしい。

（手引 P.29）

「申請の手引」に設置業者に関する相談を受け付けている団体を掲載しています。

相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

業者により設置費用は様々ですので複数の業者から見積書を作成してもらってください。

【参考】

・神奈川県電機商業組合

横浜市南区宿町２丁目41番地

TEL：741-3041　FAX：741-3044

Eメール：kanagawa@zds.or.jp

受付時間：月曜日から金曜日の午前 9:00 から午後 4:00

・神奈川県防犯セキュリティ協会

横浜市中区本牧間門３６ー１３ライコムビル３Ｆ

TEL：263－8497　FAX：263－8498

【防犯カメラ設置場所により必要な許可についての説明書】

（１） 設置場所が「民有地」で

・建物の壁等に設置する場合
→①所有者の承諾を得てください。
・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

・既設の独立柱に設置する場合
→①土地の所有者の承諾を得てください。
・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。
②独立柱の所有者の承諾を得てください。
・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

・新たに独立柱を設置してカメラを設置する場合
→①土地所有者の承諾を得てください。
・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

・電柱に設置する場合
→①民有地所有者の承諾を得てください。
・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

②電柱の所有者である東京電力、ＮＴＴの共架許可を得てください。
・東電柱の場合（フロー参照）
補助金申請時
東京電力へ相談してください。
東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を結んでください。
補助金申請時に、基本契約締結書（基本契約を結んでいることが分かる書類）を提出してください。（過去に設置したことがある団体は不要です。）
交付決定後
交付決定後に、東電へ共架可否判定の申込を実施し、新設の申込を行ってください。（すべてシステム上での申請で、可否判定には１か月程度かかります。）
また、東電へ交付決定通知書の写しを提出してください。

・ＮＴＴ柱の場合　※他に設置する場所がない場合に限ります。

補助金申請時

ＮＴＴへ事前に共架可能か相談してください。（申込書等はありません）

申請時に事前協議をしたことを証する書類が必要です。

交付決定後

交付決定後に共架許可申請・契約となります。その際、警察署が押印の協力依頼書が必要です。また、NTT へ交付決定通知書の写しを提出してください。

・**電柱**に設置するが、カメラが**公道**にかかる場合

→①**民有地所有者の承諾**を得てください。

・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

②電柱の所有者である**東京電力、ＮＴＴの共架許可**を得てください。

・東電柱の場合（フロー参照）

補助金申請時

東京電力へ相談してください。

東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を結んでください。

補助金申請時に、基本契約締結書（基本契約を結んでいることが分かる書類）を提出してください。（過去に設置したことがある団体は不要です。）

交付決定後

交付決定後に、東電へ共架可否判定の申込を実施し、新設の申込を行ってください。（すべてシステム上での申請で、可否判定には１か月程度かかります。）

また、東電へ交付決定通知書の写しを提出してください。

・ＮＴＴ柱の場合　※他に設置する場所がない場合に限ります。

補助金申請時

ＮＴＴへ事前に共架可能か相談してください。（申込書等はありません）

申請時に事前協議をしたことを証する書類が必要です。

交付決定後

交付決定後に共架許可申請・契約となります。その際、警察署が押印の協力依頼書が必要です。また、NTT へ交付決定通知書の写しを提出してください。

③土木事務所の道路占用許可を得てください。

・事前に道路占用に関する協議をしてください。

※申込書はありませんが設置場所の図面等資料が必要になります。

東電、ＮＴＴに提出する書類が代用できます。

・申請時に土木事務所と事前協議したことを証する書類の提出が必要です。

交付決定後に道路占用許可申請をしてください。その際、交付決定通知書の写しの提出が必要です。

道路占用許可を受けてからカメラ設置工事をしてください。実績報告書を提出の際、道路占用許可書の写しの提出が必要です。

※防犯灯がついている電柱へカメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。また、設置工事の際に防犯灯には触れないよう業者へ指示してください。

・**独立柱**に設置するが、カメラが**公道**にかかる場合

→①土地所有者の承諾を得てください。

・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

②独立柱の所有者の承諾を得てください。

・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

③土木事務所の道路占用許可を得てください。

・事前に道路占用に関する協議をしてください。

※申込書はありませんが設置場所の図面等資料が必要になります。

東電、ＮＴＴに提出した書類が代用できます。

・申請時に土木事務所と事前協議したことを証する書類の提出が必要です。

交付決定後に道路占用許可申請をしてください。その際、交付決定通知書の写しの提出が必要です。

道路占用許可を受けてからカメラ設置工事をしてください。実績報告書を提出の際、道路占用許可書の写しの提出が必要です。

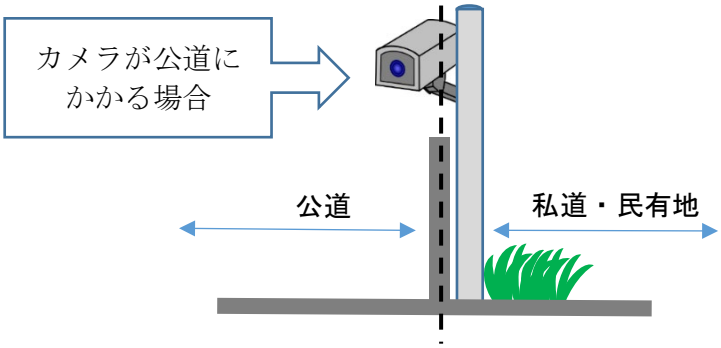

（２）設置場所が「公道」で

・電柱に設置する場合

→①電柱の所有者である東京電力、ＮＴＴの共架許可を得てください。

・東電柱の場合（フロー参照）

補助金申請時

東京電力へ相談してください。

東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を結んでください。

補助金申請時に、基本契約締結書（基本契約を結んでいることが分かる書類）を提出してください。（過去に設置したことがある団体は不要です。）

交付決定後

交付決定後に、東電へ共架可否判定の申込を実施し、新設の申込を行ってください。（すべてシステム上での申請で、可否判定には１か月程度かかります。）

また、東電へ交付決定通知書の写しを提出してください。

・ＮＴＴ柱の場合　※他に設置する場所がない場合に限ります。

補助金申請時

ＮＴＴへ事前に共架可能か相談してください。（申込書等はありません）

申請時に事前協議をしたことを証する書類が必要です。

交付決定後

交付決定後に共架許可申請・契約となります。その際、警察署が押印の協力依頼書が必要です。また、NTT へ交付決定通知書の写しを提出してください。

②土木事務所の道路占用許可を得てください。

・事前に道路占用に関する協議をしてください。

※申込書はありませんが設置場所の図面等資料が必要になります。

東電、ＮＴＴに提出した書類が代用できます。

・申請時に土木事務所と事前協議したことを証する書類の提出が必要です。

交付決定後に道路占用許可申請をしてください。その際、交付決定通知書の写しの提出が必要です。

道路占用許可を受けてからカメラ設置工事をしてください。実績報告書を提出の際、道路占用許可書の写しの提出が必要です。

・道路上に新規で独立柱を設置することはできません。

・防犯灯のついていない既存の独立柱に設置する場合

→①独立柱の所有者の承諾を得てください。

・申請時に所有者の承諾を得たことを証する書類が必要です。

②土木事務所の道路占用許可を得てください。

・事前に道路占用に関する協議をしてください。
※申込書はありませんが設置場所の図面等資料が必要になります。
東電、ＮＴＴに提出した書類が代用できます。

・申請時に土木事務所と事前協議したことを証する書類の提出が必要です。
交付決定後に道路占用許可申請をしてください。その際、交付決定通知書の写しの提出が必要です。
道路占用許可を受けてからカメラ設置工事をしてください。実績報告書を提出の際、道路占用許可書の写しの提出が必要です。

※防犯灯がついている電柱へカメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。また、設置工事の際に防犯灯には触れないよう業者へ指示してください。

（３）設置場所が「公園内」

まずは各区土木事務所にご相談ください。
公園内に設置する場合の制約や手続きについて説明します。
※審査結果の通知には時間を要します（１か月程度）ので、６月 30 日（金）までに、公園内防犯カメラ設置希望申出書をご提出ください。
※手続きに時間がかかるため、お早目にご相談ください。
※公園の種類により管理者が異なります。

（４）設置場所が「国・県・市の土地、建物」

それぞれの所有者の使用許可を得る必要があります。
（例　市営住宅の土地、建物の場合は横浜市の目的外使用許可が必要ですので指定管理者へ相談してください。）

※横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯には、防犯カメラを設置できる強度が確保できておりませんので設置することはできません。

【担当者用】

道路上（かつ電柱上）に防犯カメラを設置する場合のフロー

【準備】

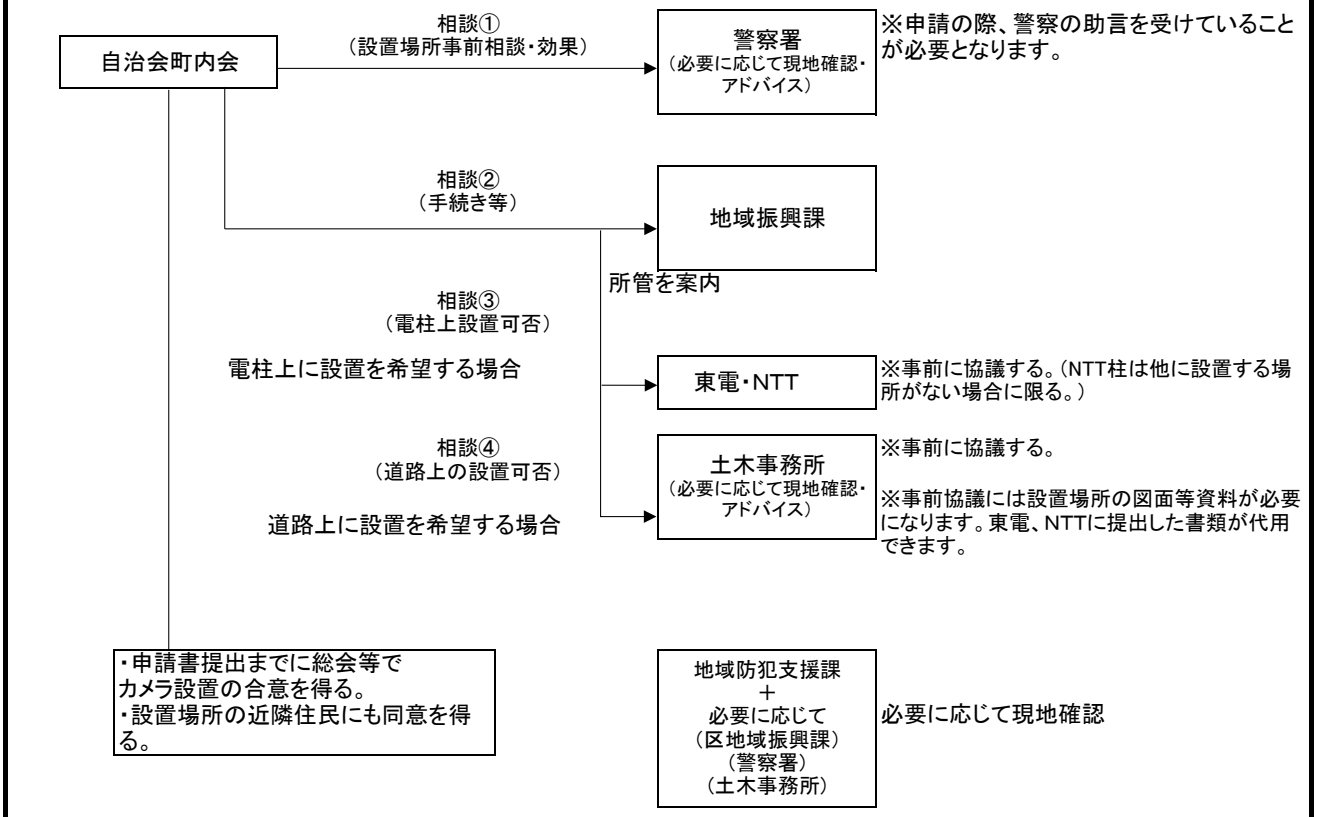

【申請】

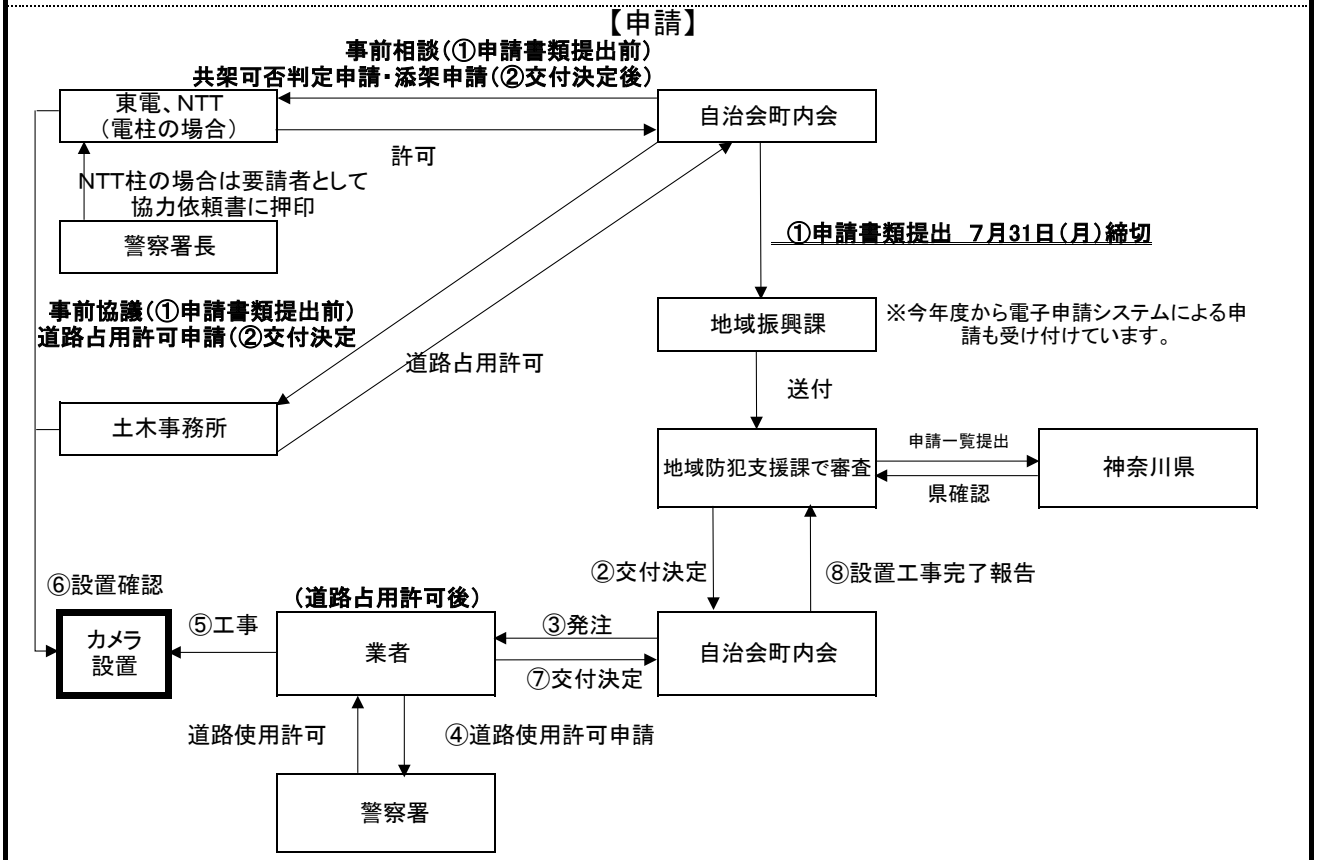

【担当者用】

民有地（かつ電柱）に防犯カメラを設置する場合のフロー

【準備】

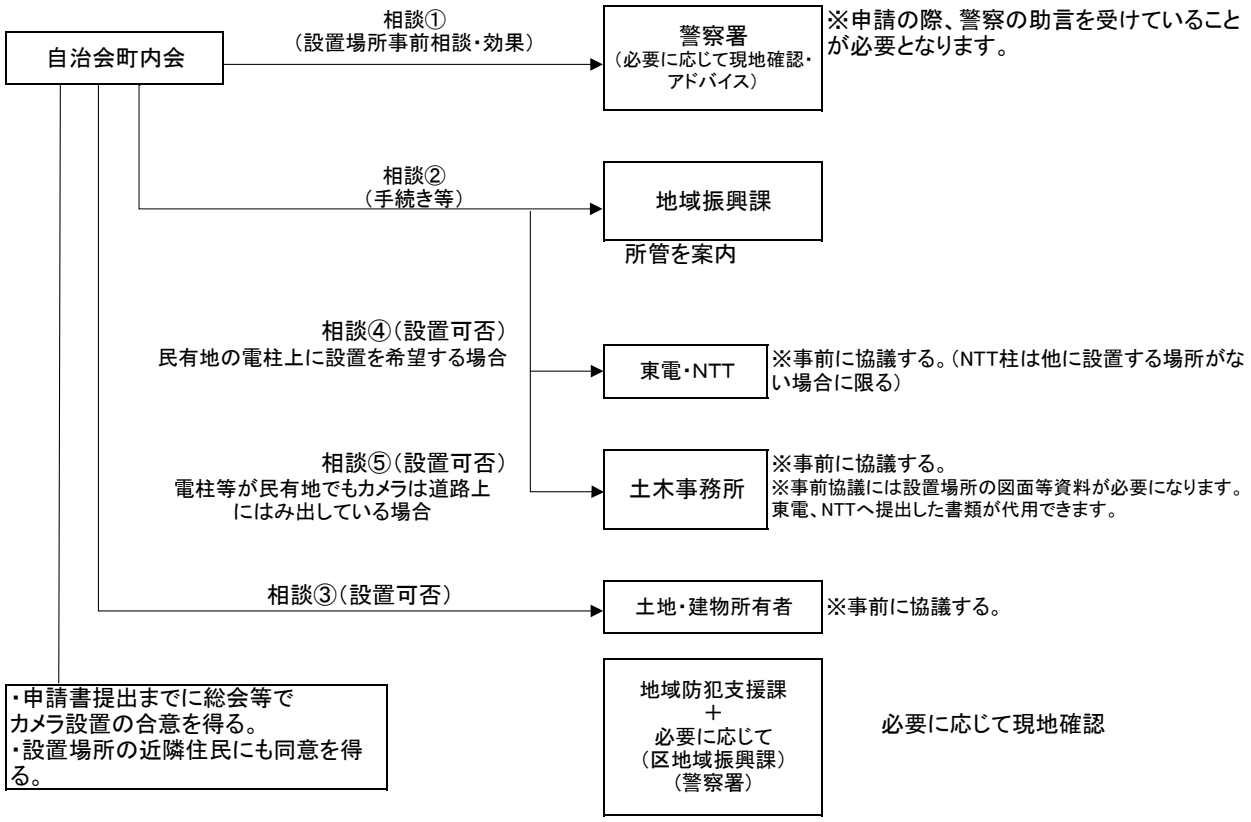

【申請】

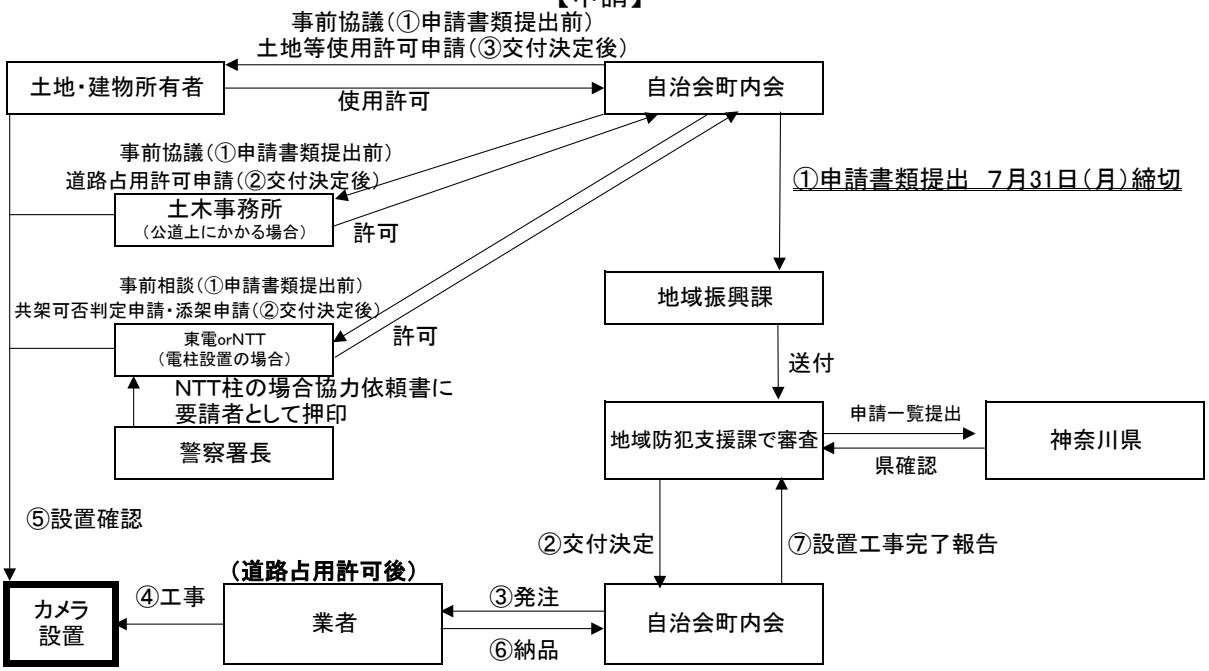

自治会町内会が東電柱に設置する場合のフロー

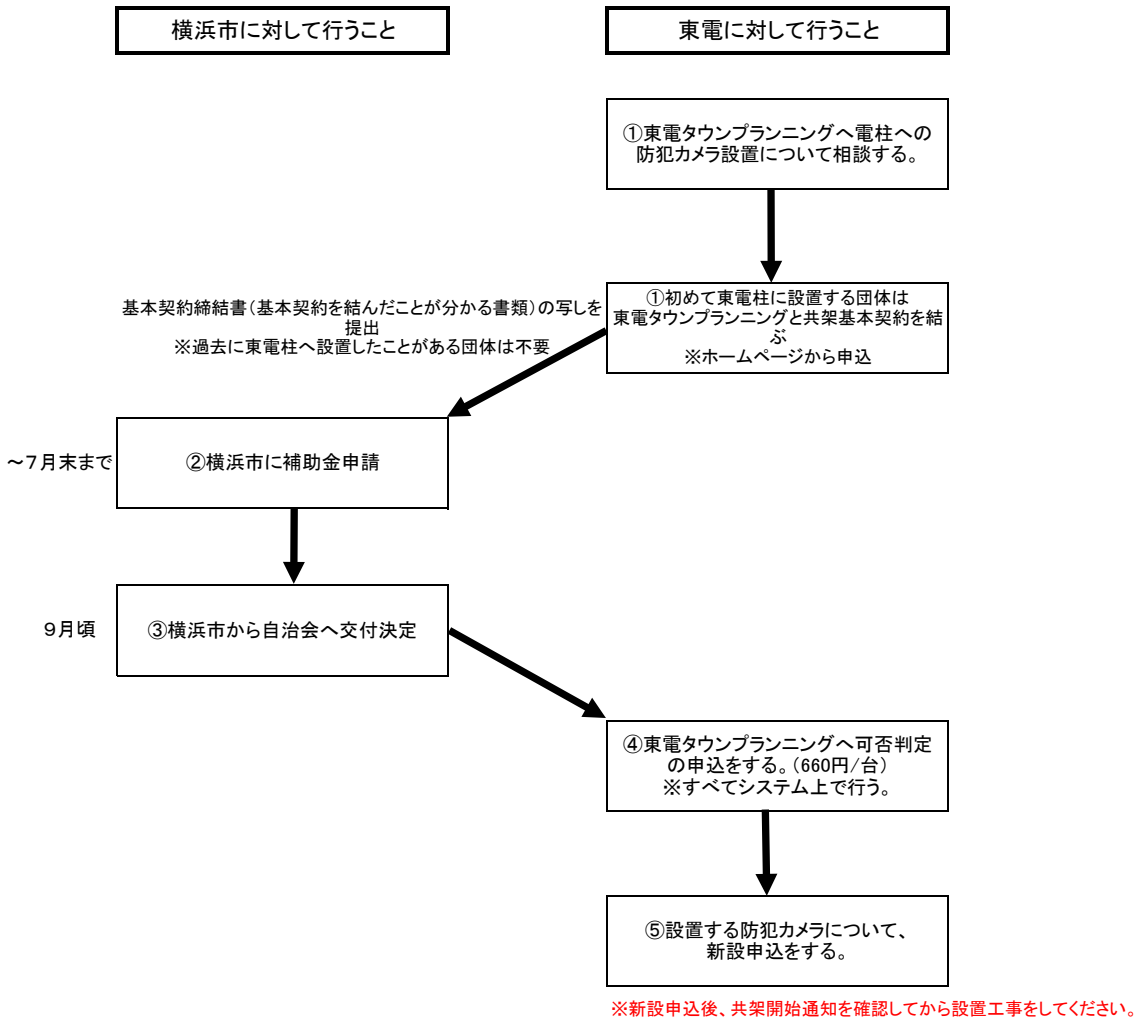

※可否判定は少なくとも1か月かかります。（交付決定通知を受領後、速やかに共架可否判定を行ってください。）

※申請した電柱について、共架可否判定結果が「否」となってしまった場合は、速やかに市民局地域防犯支援課へご連絡ください。

※可否判定結果には有効期限があるため、交付決定前に可否判定を行うと、交付決定後に再度可否判定の申込が必要になる可能性があります。

可否判定には660円/台がかかりますのでご注意ください。

※東電柱への設置については東電タウンプランニングへご相談ください。→手引P.29

【東電タウンプランニングHP】https://www.ttplan.co.jp/electric/kyouga/apply.html#application

防犯灯が設置してある電柱にカメラを設置する場合の注意点

（業者提示用）

防犯灯の上に防犯カメラをつけることは〇
ただし、引き下げ電力ケーブルは分けて配線すること！

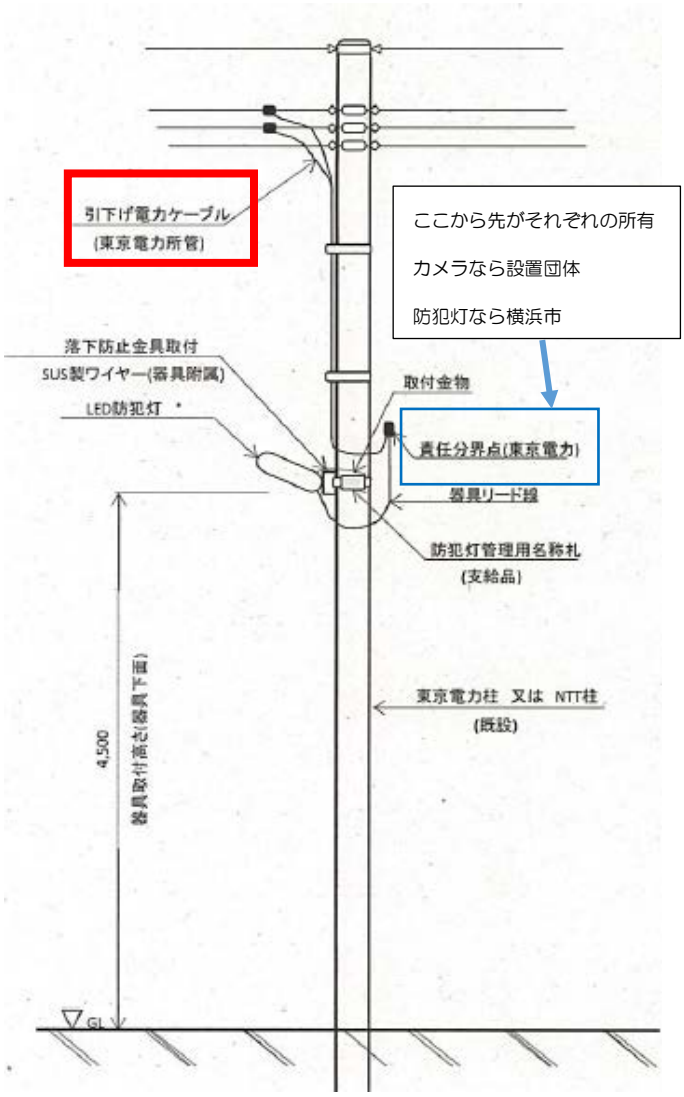

【悪い例】

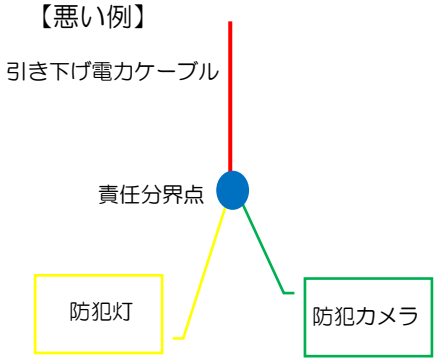

責任分界点から下が２つに分かれている状態
→責任分界点付近で電線の不具合が発生した場合に、責任の所在が曖昧になる可能性がある配線として不適切
※電気料金は別々に支払うことができるので、その点は問題ないが、東電的にも好ましくはない（正式ではない）。

【良い例】

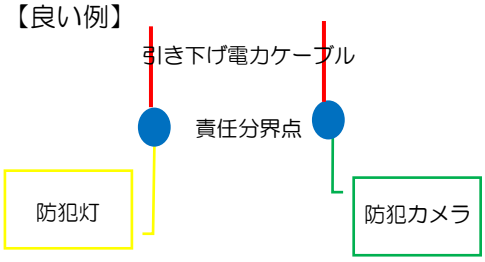

１つの共架物に対して１本の引き下げ電力ケーブルが引かれている状態
→防犯灯としても東電としても適切な配線
　責任の所在が明確になる

配線があやしいと思ったときは・・・

〇実績報告写真を確認し、配線が怪しいと思ったときは、、、

　東電に連絡し、状態を確認してもらう
東電戸塚事務所
045-394-5283　→　メッセージが流れたら　9 を押すとつながる
配線が間違っていた場合の引き直しもこちらに連絡すればOK
（つなぎなおす工事はおおむね３週間～１か月程度で完了）

〇確認（写真）のポイント（できるだけ複数の角度から複数枚撮影）

赤テープ：委託業者が工事
黄テープ：東電が工事
（たまに工事は終わったが、通電がまだという連絡があるのは黄テープの場合もある）

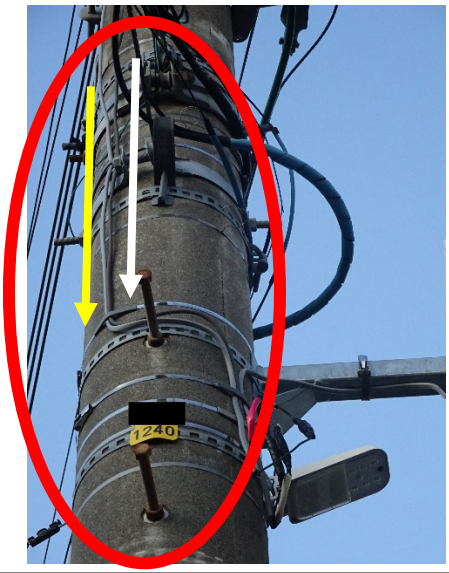

引き下げ線の状態がわかりやすいもの
（上の写真は引き下げ線が２本引かれていることが確認できる）

責任分界点周辺がわかりやすいもの
（上の写真は責任分界点が２つあることが確認できる）

第１号様式（第７条第１項）

横浜市長

年　　月　　日

ふりがな
団　体　名
所　在　地

ふりがな
代表者氏名
住　　所
電話番号

地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

地域防犯カメラ設置事業について、標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則139号）及び横浜市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守します。

１　補助事業の着手及び完了の予定期日
補助金交付決定通知をうけた日～当該年度（　　月）まで

２　交付申請額
金　　円　（　　台）

３　設置場所（住所）
※複数台申請する場合は優先順位の高い順に記載してください。
※過去に申請したことがある場合は申請年度を記載してください。
※過去に申請したことがあり、設置場所が同じ場合は申請年度と☑を記載してください

優先順位	設置場所の住所	過去の申請年度	設置場所が同じ
1		年度	□
2		年度	□
3		年度	□
4		年度	□

４　担当者連絡先　※　平日日中に連絡がとれる方

(郵便番号)	(住　　所)	
(氏　　名)		(電　　話)
(ＦＡＸ)		(メールアドレス)

第２号様式（第７条第１項）

地域防犯カメラ設置事業計画書

１　地域における犯罪発生状況、特徴

※強盗・放火・強制わいせつ事件等、地域で問題となっている現状などを記載してください。

２　団体として従来取り組んでいた防犯活動の内容

３　地域防犯カメラ設置の目的

第３号様式（第７条１項）

地域防犯カメラ設置事業収支計算書

（※1台につき、１枚作成してください。）

科　目	金　額	備　考
収入の部 ・地域防犯カメラ設置補助金 （補助対象経費の10分の９ 上限210,000円 千円未満切り捨て） ・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会費	¥　　，０００． ¥　　．	**設置場所** **区** **番地** **番**
収入合計（A）		
支出の部 地域防犯カメラ設置事業 （内訳は見積書のとおり記載してください） ※ただし、各種許可申請費、機器の維持管理費、予備物品の購入費等は補助対象外となります。		**金額内訳**
支出合計（B）		

＜確認事項＞

収入の部、支出の部の金額について、以下の項目に☑してください。

１　収入の部の補助金額が1台当たりの上限額（210,000円）以内である　□
２　収入の部の補助金額が千円未満切り捨てになっている　□
３　（A）と（B）が同額である　□
４　許可申請等に関わる経費が記載されている　□
５　支出の部の内訳が見積書のとおり記載されている　□

任意様式

団 体 名
代 表 者 氏 名

地域防犯カメラ設置に係る関係機関との協議について

地域防犯カメラの設置に向け、現在、次のとおり関係機関と協議を行っています。
現時点では、地域防犯カメラの設置にあたり、支障となる点は概ねありません。

【必ず記載してください】
地域防犯カメラの設置位置等についての警察署との協議
協議日：　　年　　月　　日
協議先：　　警察署　　課　担当者：
協議内容（アドバイス）：

【該当がある場合は記載してください】

設置予定場所	設置予定台数	協議先
□道路上 □ＮＴＴ柱 □市営住宅 □その他（　　）		
□道路上 □ＮＴＴ柱 □市営住宅 □その他（　　）		
□道路上 □ＮＴＴ柱 □市営住宅 □その他（　　）		

地域防犯カメラ運用基準

1　目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2　定義

（1）地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

（2）画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3　地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

（1）特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

（2）モニター等を利用して常時監視を行うこと。

4　管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

（1）管理運用委員会は、当会の正副会長を含む委員＿＿名で構成する。

（2）委員の中から、委員長、副委員長、各１名を選任し、委員長は、＿＿＿＿＿＿＿が担うものとする。

（3）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

（4）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5　管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6　地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7　画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（1）地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（2）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は７日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「９」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（４）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

８　目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

９　画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（１）法令の定めがあるとき。

（２）本人の同意があるとき。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10　画像データ等の閲覧

「９」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

（１）　閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

（２）　閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

閲覧については、２名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11　画像データ等の持ち出し

「９」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

（１）　持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。

（２）　持ち出し作業は、２名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。

（３） 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。

（４） 持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12　苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13　保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14　その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

（例）

15　保守・維持管理のための積立金について

地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

附　則

１　この運用基準は　　年　　月　　日から施行する。

任意様式

年　　月　　日

土地等使用承諾書

様

承諾者（土地等所有者）
住　所
氏　名　　印

下記の、地域防犯カメラ設置に伴う　　を使用することを承諾します。

記

住　　所	
区　　分	

1　期間

2　使用料